

畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき排水規制が適用されています

1 畜産農業と水質汚濁防止法

水質汚濁防止法により、特定事業場（特定施設を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排水する場合、**排水基準値をクリアすることが必要**です。

畜産農業では、右に示す施設が対象となり、届出が必要です。

<特定施設>

総面積 50m²以上の豚房
総面積 200m²以上の牛房
総面積 500m²以上の馬房

**都道府県 又は
水濁法政令市に
届出が必要です！**

2 畜産農業で注意が必要な水質項目

- 健康項目（**全ての特定事業場が対象**）
アンモニア・アンモニウム化合物
亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等） など
- 生活環境項目（日平均排出水量が50m³以上の特定事業場が対象）
生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）・大腸菌群数・**全窒素含有量・全りん含有量** など

3 暫定排水基準

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられています。排水基準違反には、罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値 (令和7年7月1日以降)	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	豚房施設 400mg/L	令和10年9月末	100mg/L 牛房及び馬房施設は 一般排水基準値
全窒素含有量 ※	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和10年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量 ※	22mg/L (日間平均18mg/L)	令和10年9月末	16mg/L (日間平均8mg/L)

※ 全窒素及び全りんについては、閉鎖性海域に排出する日平均排出水量50m³以上の養豚事業場が対象
注) 水域により適用される項目が異なっていたり、自治体により上乗せ規制が行われている等の場合がありますので、詳細は自治体にお問い合わせください。

排水の測定・記録・保存が必要です

4 測定・記録・保存の義務化

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、

1年に1回以上の測定と記録 と **3年間の保存** が義務付けられました。

※測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。

現在の届け出内容を確認していただくとともに、項目に過不足があれば、届出の変更を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排出水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合
30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋） 排出水の汚染状態及び量					
工場又は事業場における 施設番号		No.1 排出口		No.2 排出口	
排出水の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
					
排出水の量 (m3/日)	排出水の量	通常	最大	通常	最大
	(m3/日)				

ご自身の農場は、

- 特定事業場ですか？
- 届出内容に変更はありませんか？
- 毎年測定を行っていますか？
- 記録は保存していますか？
- 排水基準は守られていますか？

詳しくは、都道府県又は水濁法政令市にお問い合わせください。

韓国で口蹄疫が発生しています！

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年3月以降）

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）
とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数



全羅南道（19件）

3月13日（確定日は14日）
霊岩郡 牛：1件（O型）
3月14日（確定日は15日）
霊岩郡 牛：3件（O型）
3月15日（確定日は16日）
務安郡 牛：1件（判定不能）
3月17日
霊岩郡 牛：3件（O型）※
3月18日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
3月19日
霊岩郡 牛：2件（O型）※
3月20日
霊岩郡 牛：1件（O型）※
3月23日
霊岩郡 牛：1件（判定不能）※
4月10日
務安郡 豚：2件（O型）※
4月12日
務安郡 豚：2件※
4月13日
務安郡 豚：1件※

●：2025年発生地点
●：2023年発生地点（参考）
●：2019年発生地点（参考）

2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

出典：韓国農林畜産食品部、
WOAH、報道情報

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供



接種3日目

多数の水疱病変を確認



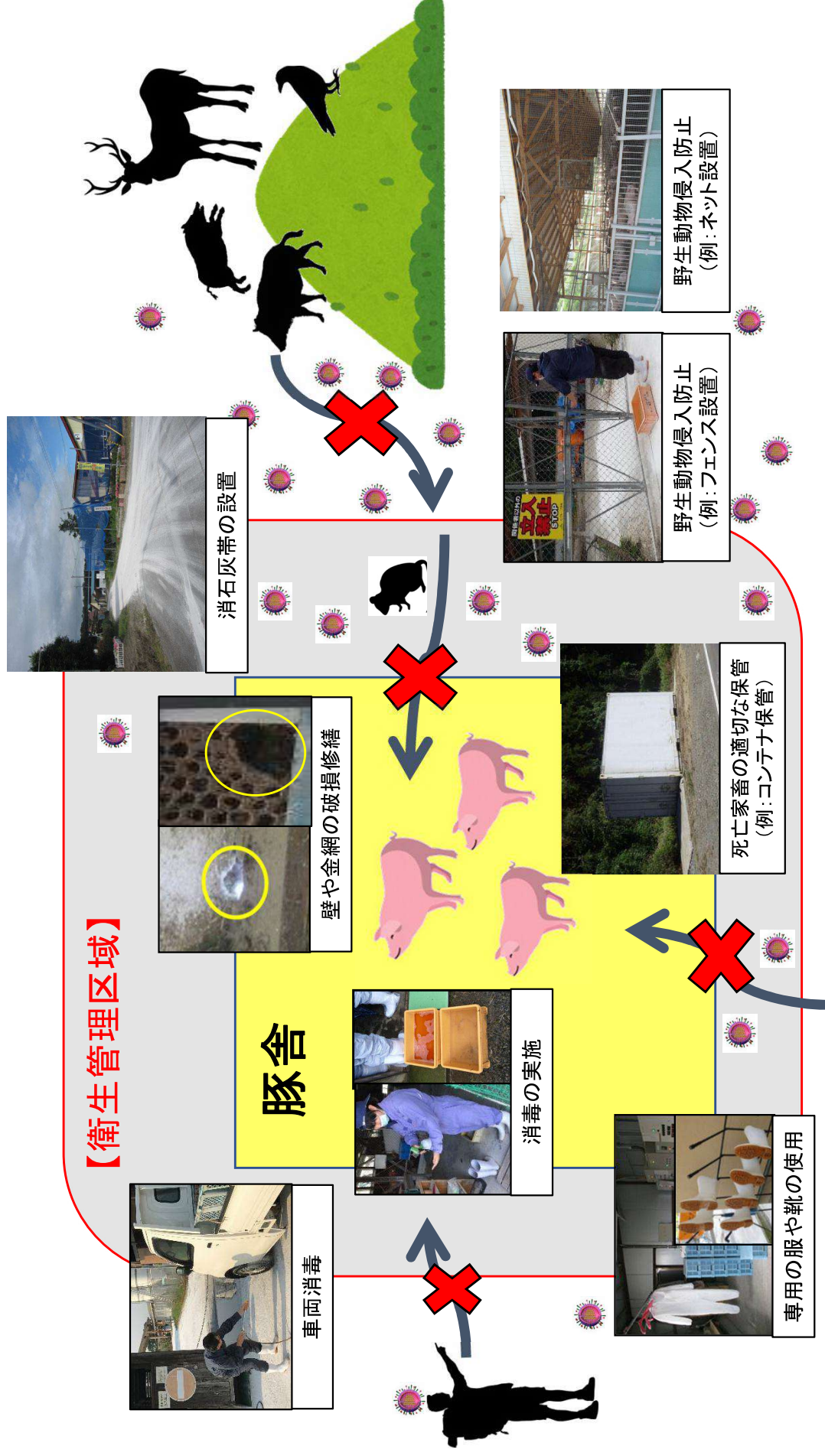
接種4日目

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

連絡先：徳島家畜保健衛生所 088-631-8950(徳島) 0884-22-0304(阿南)

農場における発生予防対策のポイント

○ 豚熱の発生予防対策として、①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止、②野生動物対策が重要



①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底

・人・物の出入りの記録

・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、攪拌しながら
摂氏90度以上・60分間以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・防護柵の設置等による野生動物侵入防止対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管